

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第10回）議事概要

### 1 日時

平成22年9月30日（木）午前10時から午後零時10分まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，小野正典，酒井邦彦，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，菅野雅之審議官

### 4 進行

#### (1) 裁判員裁判の実施状況等について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成22年7月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

また，裁判員等経験者アンケート書式等の修正について，次の説明がされた。  
すなわち，これまでは審理の長さと言議の長さを区別しないまま，「審理の実日数」すなわち審理及び評議の通算日数と，「審理のわかりやすさ」，「評議における話しやすさ」，「評議の充実度」等の項目とをクロス集計しており，審理・評議それぞれの日数ないし時間と上記各項目とのクロス集計は行っていなかったが，より精度の高い集計を行うために，審理の長さと言議の長さを区別することにしたこと，具体的には，裁判所記入欄に「評議時間」を新設した上で，これと上記各項目とをクロス集計すること，裁判所記入欄の「審理の実日数」は審理を行った日のみとし，評議のみを行った日は含めないこととする

こと、さらに、より細やかな集計を可能にするため、上記「審理の実日数」の選択肢を細分化することが説明され、委員から特に異議もなく了承された。

(2) 検察官の立場から見た裁判員裁判の審理に関する現状と課題について

酒井委員から、資料3のほか、実例をもとに作成された冒頭陳述メモ、論告メモ、供述調書、統合捜査報告書、実況見分調書及び鑑定書のサンプルに基づき、検察官の立場から見た裁判員裁判の審理の現状と課題について、次のとおり説明がされ、その後、意見交換が行われた。

【はじめに】

- これまで検察官控訴が2件に留まっている事実が示しているとおおり、裁判員裁判では、おおむね適正な判決がされていると思う。その理由としては、検察官の主張・立証を含めて、裁判員の方々が審理の内容を十分に理解した上で、質の高い評議を行っていることが挙げられる。
- 量刑面では、求刑の半分程度の刑が言い渡された事例や求刑を超える刑が言い渡された事例もあるが、事案の内容を確認すると、事案に即した適切な量刑がされており、量刑不当を理由とした検察官控訴はない。
- 裁判員裁判への最善の対応策は、基本に忠実な捜査・公判活動を行うことに尽きる。裁判員裁判で求められている捜査・公判活動を行うため、研修等を通じ、各検察官の更なるスキルアップを図っているところである。

【冒頭陳述・論告について】

- 今回は、単純な自白事件ではなく、犯人性や殺意が争われた難易度の高い事案をもとにして、冒頭陳述メモ等のサンプルを用意した。

例えば、殺意を否認している事件における冒頭陳述メモでは、事件に至るまでのいきさつや犯行状況を時系列表を用いて記載した上で、争点（殺意の有無）を視覚的に明らかにし、争点の認定につながる個々の間接事実や個々の間接事実と証拠との対応関係も視覚的に分かるような工夫をしている。

- 裁判員にとって理解が難しいと思われる、間接事実を積み上げて立証命題

（例えば、被告人が犯人である事実）を立証する事件では、図表やイラストを用いて検察官の立証構造を明らかにして、より一層視覚的に分かりやすい冒頭陳述メモや論告メモを作成するよう工夫をしている。

- 以上のように裁判員が理解しやすい主張を心掛けることは重要であるが、最も重要なことは、捜査を的確に行い、主張の基礎となる客観的証拠を十分に収集する点にあるので、捜査の充実にもより一層努めている。

#### 【供述調書について】

- 多くの重要な事実は、被疑者が語らなければ判明しない。真相究明の上で、被疑者から話を聞き出すことの重要性は、裁判員制度施行後も変わらない。  
そこで、供述調書の作成に際しては、犯人が語らなければ判明しない事実をできる限り聞き出した上で、裁判員の理解のしやすさを考慮し、その要点を調書化するよう努めている。

#### 【統合捜査報告書・実況見分調書について】

- 従来の捜査報告書や実況見分調書は大部にわたる詳細なものもあったが、裁判員に不必要に負担を掛けないよう、図表や写真を用いながら、複数の捜査報告書や実況見分調書の内容を簡潔に取りまとめた「統合捜査報告書」を作成するなどの工夫をしている。

#### 【鑑定書について】

- 従来の鑑定書は鑑定人が分析した事項が網羅的に記載された大部なものであったが、裁判員がその内容を耳で聞いて理解できるように、例えば、本文を鑑定主文と理由の要旨の記載に留めた2枚程度のものとし、理由の詳細等の記載を別紙に譲る方式の鑑定書を作成するなどの工夫をしている。

（内田委員）

取調べでは、被疑者しか知り得ない事実をどれだけ引き出せるかが重要であろうが、特に経験の浅い検察官に対し、取調べにおける質問方法に関する指導は行っているのか。例えば、質問の反復や択一式の質問（クローズド・

クエスチョン)などは、被疑者自身の回答を抑え、質問者の期待する回答をさせる危険があるが、このような質問は禁止しているのか。

(酒井委員)

質問の反復やクローズド・クエスチョンは、特に迎合的な被疑者について、御指摘のような危険があるため、取調べに時間を要することにはなるものの、オープン・クエスチョンを基本とし、被疑者自身に語らせる取調べを指導している。もっとも、若手の検察官の一部にはコミュニケーション・スキルが乏しい者も見られ、見ず知らずの人間から十分に話を引き出せないこともあるようだ。被疑者の話を十分に時間をかけて聞き、他方、供述調書は簡潔に記載するよう指導している。

(榎井委員)

否認事件であっても、余りにも精密な冒頭陳述メモが裁判員に渡されると、初めて刑事裁判に携わる裁判員は、冒頭陳述メモを読むことに必死になり、法廷でのやり取りに集中しなくなる可能性がある。裁判員制度の施行により、従来の精密司法から核心司法へと変化する必要があり、事件の核心を捉えた冒頭陳述メモを作成するよう心がけるべきだろう。以前の懇談会において、当時の検察官委員から、裁判員裁判では主張の的確さ、すなわち主張が漏れないことが重要との指摘がされたが、法廷において口頭で主張すれば足りる部分まで冒頭陳述メモに盛り込む必要はない。

否認事件における供述調書についても、核心司法の観点から、簡潔に要旨を記載すれば足り、分量的に長すぎるものは好ましくない。

(酒巻委員)

榎井委員と同じ意見である。刑事裁判の本質は、刑法等の定める犯罪に該当する事実と有罪である場合に的確な量刑を行うための資料を、当事者たる検察官が過不足なく主張立証し、防禦側当事者がこれに反証し、それらに基づいて裁判所がその存否を判断するところにある。「裁判員裁判における検

察の基本方針」でも、検察の使命は、「事案の核心と全体像」を的確に把握し、それらを明瞭に示すことにあるとされており、検察庁は、そのような基本方針の下で、裁判員制度の施行に向けて大変な準備をしてきたと承知している。私も裁判員制度の設計に関与し、その施行準備に注目してきた一研究者として、このような方向に全面的に賛同しているところである。ところが、本日拝見した冒頭陳述メモ等の中には、事案や証拠が網羅的かつ詳密に記載されており、いわば「網羅的精密指向」ともいべき精密司法の残滓があるように思われる。これは、刑事裁判の本質や上記基本方針である「事案の核心と全体像」からはかけ離れた精密司法の発想であり、そのような発想は、若手の検察官よりも、むしろ、従来の刑事裁判に慣れ親しんできたベテランに残っている可能性がないだろうか。大変厳しい要求であることは理解しているが、プロフェッショナルとしての検察官に求められているのは、収集された証拠を徹底的に分析・検討した上で、もう一段重要な作業にあるのではないか。すなわち刑事裁判の本質に照らして必要な主張立証を厳選・整序し、明瞭に提示することである。それは網羅的精密主義とは違うものであるはずである。上記基本方針を踏まえた、更なる取組に期待したい。

(龍岡委員)

同感である。検察官が非常に準備をされていることは理解できるが、争点と立証テーマを明らかにするという冒頭陳述の趣旨からすると、冒頭陳述メモでは証拠の内容を余り詳細に提示すべきではなく、立証のテーマを簡潔に提示した上で、証拠の予告をしておけば足りるのではないか。

(内田委員)

私も同感である。冒頭陳述メモでは、まず、言いたいことを端的に示した上で、その論拠を整序し、「因果律」を示しながら、すなわち、判断の根拠データや論拠を明示し、原因と結果の関係を明らかにしながら、簡潔に記載すればよいと思う。詳細なメモでは、焦点がぼけてしまう可能性がある。

(酒井委員)

御指摘のとおり、実務の冒頭陳述メモの中には、情報が盛り込まれすぎており、やや冗長なものも見受けられるが、そのようなメモが作成される一つの理由としては、弁護人の主張の先取りを行わざるを得ない場合があることが挙げられる。すなわち、裁判員裁判では当事者が公判前整理手続において互いの主張を闘わせているため、検察官としては、冒頭陳述後に行われる弁護人の冒頭陳述で主張される反論を予想できるので、これを先取りしてあらかじめ反論しようという意識が働き、詳細な冒頭陳述メモを作成する場合もあるものと思われる。

(龍岡委員)

証拠調べ手続の中で検察官の主張立証のポイントを提示するような工夫を行うことにより、冒頭陳述メモを簡潔なものに留めることができるのではないか。

(酒井委員)

弁護人からの異議の申立てを想定すると、証拠調べ手続の中でそのような工夫をすることはなかなか難しいのではないか。

(榊井委員)

仮に、冒頭陳述メモが証拠の内容も記載した詳細なものであるため、裁判員が単にこれを追認するにとどまるようなことがあれば、公判中心主義の観点から問題である。もう少し裁判員が法廷で審理を見聞きし、判断するのに資するようなものが望ましいのではないか。

(小野委員)

同感である。実務の冒頭陳述メモの中には、証拠の内容が盛り込まれすぎているものもあり、冒頭陳述の在り方という観点からも問題だろう。

(酒井委員)

刑事裁判において全面的に立証責任を負っている検察官としては、立証の

失敗を恐れて、どうしても冒頭陳述メモが詳細になりがちである。しかし、各委員の御指摘どおり、詳細すぎるものは問題であろう。これまでの例では、裁判員が、検察官や弁護人の主張立証を良く咀嚼して判断しているので、それに甘えて、詳細な主張を行っている面があるのかもしれないし、我が国は伝統的に読み書きの文化であるため、やはり裁判員の手元に検討の基礎となるある程度詳しいペーパーがあった方が理解を得やすいと思われる。

(内田委員)

我が国が現在でも読み書きの文化であるとの指摘には共感できるが、若い世代は文字を読まなくなっている。今後、若い世代が裁判員に選任されるようになれば、文字による情報量を減らして図像表現も活用しながら、簡潔にまとめることが、一層必要になるだろう。

(椎橋座長)

主に冒頭陳述メモの在り方についていろいろな指摘があったが、各委員の指摘の趣旨は共通していると思われるので、検察庁においては、本日の指摘を踏まえ、より一層の工夫・改善を検討していただきたい。

(龍岡委員)

鑑定書について、本文を鑑定主文と理由の要旨の記載に留めた2枚程度のものとし、理由の詳細等の記載を別紙に譲る方式の鑑定書を作成するなどの工夫がされているとのことだが、実際の裁判員裁判で、そのような鑑定書は具体的にどのように取り扱われているのか。

(酒井委員)

本文とともに別紙も弁護人に証拠開示した上、弁護人の同意が得られれば、鑑定主文と理由の要旨の記載に留めた本文のみを証拠として提出している。

また、弁護人の同意・不同意にかかわらず、鑑定人が法廷で供述する場合、鑑定人には、鑑定書の記載内容をよりかみ砕いた形で供述してもらうように

お願いしている。

(植村刑事局長)

裁判所としても、鑑定書の内容を、裁判員にどのように分かりやすく伝え、理解していただくかは、重要な課題であると考えており、現在、様々な実例を踏まえて検討を進めているところである。

(今田委員)

鑑定書に関連して、裁判員裁判の審理において、複数の鑑定書が提出され、専門家である鑑定人同士の意見が対立した場合、どのように対応するのか。

(酒井委員)

実際の裁判員裁判でも、専門家の意見が対立する事例が生じている。その対応方法は難しい問題であるが、結局は、どちらの専門家の意見を採用かの判断であり、専門家の知見等にかかっている。そこをいかに分かりやすく立証するかは、今後引き続き検討すべき課題である。

(植村刑事局長)

鑑定は、裁判所の判断材料を専門家に提供してもらうものであり、最終的に、裁判員を含めた裁判所が立証命題を認めるかどうかの判断を行うことになるのであり、専門家の意見が対立した事例においてはなおさら裁判所の役割が重要となる。今田委員の御指摘は、裁判所としても大変難しい問題であると考えており、よりよい対応策について検討していきたい。

(3) 弁護人の立場から見た裁判員裁判の審理に関する現状と課題について

小野委員から、資料4に基づき、弁護人の立場から見た裁判員裁判の審理の現状と課題について、次のとおり説明がされ、その後、意見交換が行われた。

【弁護士会の対応体制について】

○ 研修・経験交流会について

- ・ 各弁護士会では、裁判員裁判を経験した弁護士等を講師に招いて、事例に則した実践的研修を繰り返し行っている。



- ・ 日弁連主催の全国研修会は、東京で実施するが、サテライト研修として、全国の弁護士会に同時中継する場合もある。また、日弁連主催のブロック別研修会は、全国8ブロックごとに順次実施している。さらに、法テラスのスタッフ弁護士向けの研修も開催している。
- ・ いずれの研修においても、捜査弁護、法廷弁護活動、弁護戦略などを取り上げ、実演型、起案型、講演型などを組み合わせて工夫している。
- 個別事件の支援体制について
  - ・ 各弁護士会では、個別事件の弁護人を交えて冒頭陳述や弁論などを事前に検討し、その内容を高める作業を行ったり、公判前にリハーサルを実施したりする例が増えてきている。
- 弁護人選任について
  - ・ 各弁護士会では、弁護人選任の方法や複数選任の組合せなどについても工夫がされている。
  - ・ 大規模単位会には、これまで裁判員裁判を担当する弁護人の候補者名簿の調製が十分でなかったところもあったが、改善されてきている。

#### 【捜査段階の弁護活動について】

- 被疑者国選弁護制度の拡大前後における被疑者国選弁護人の選任件数
  - ・ 同制度の拡大前における選任数は、年間約7000件であったが、平成21年の制度拡大以降、同年12月末までに約4万6000件になり、平成22年の予想では約7万2000件である。もっとも、交通事件を除く1年間の被疑者勾留件数からすると、同制度の適用がない事件は約5万ないし6万件となるため、当番弁護士制度や被疑者弁護援助制度は、依然として必要性がある。
- 活動状況
  - ・ 被疑者国選契約弁護士は、約1万8000人であり、国選弁護人選任指名要請の当日又は翌日には選任され、86%の事件で当日から翌々日まで

に初回接見を実施している。被疑者国選弁護人の平均弁護活動期間は約14日間、平均接見回数は約3回、接見頻度は4.7日間に1回となっている。

- ・ 留置場の接見室がふさがっていたため待機することになったとの報告が多いが、増設工事を実施し又は予定している警察署もある。
- ・ 勾留取消請求、準抗告及び裁判官の処分の取消・変更が、増加している。

#### 【公判弁護活動の現状について】

##### ○ 弁護方針の策定と実践について

- ・ 弁護の在り方の基本は、当該事件における証拠の意味、各証拠間の関係、証拠の価値を十分に分析・検討した上で、弁護のポイントを明確かつ端的に打ち出すことにあるが、実際の裁判員裁判においてこれを実践し、功を奏したと思われる事例が幾つか報告されている。

##### ○ プレゼンテーションについて

- ・ パワーポイントの利用にこだわらず、パネルの使用も含めて、プレゼンテーション方法については様々な工夫が行われている。
- ・ 冒頭陳述や弁論では、裁判員の理解のため、主張の要点を簡単に記載したメモを配付している。

#### 【審理予定について】

- ・ 証拠調べの多い事件では、相当程度の余裕を持った審理予定が組まれている印象であり、弁護人としては、審理予定に沿うことを目指すとともに、必要以上に審理予定にとられることなく、必要な弁護活動に努めるよう、周知を図っている。

#### 【保釈について】

- ・ 従来の運用に比して、保釈許可率は上昇しているが、弁護人の立場から見れば判断に疑問のある保釈却下事例はある。訴訟準備の充実を図るため、保釈請求の積極的活用を進めたい。

(榎井委員)

被疑者段階における弁護人の活動状況の報告を聞き、若手弁護士を中心に多くの弁護士が被疑者弁護に取り組んでいるようで心強く感じたが、被疑者段階から公判段階への弁護の接続は、スムーズに行われているのか。

(小野委員)

単位会によっては、裁判員裁判を担当する弁護人の候補者名簿を利用して被疑者段階の国選弁護人を選任する運用を行っているところもあるが、そのような運用を行っていない単位会においても、被疑者段階で国選弁護人の複数選任が認められる事例が増えており、そのような場合には、被疑者段階から公判段階への弁護人の接続がスムーズに行われると思う。

(榎井委員)

むしろ、大規模単位会の方が、この点の対応に遅れがあるのか。

(小野委員)

大規模単位会では事件数が多いので、年々増加する被疑者段階の弁護活動への対応や公判段階への弁護のスムーズな接続には難しい面もある。

#### (4) 裁判所の取組について

植村刑事局長から、資料5に基づき、裁判所において行われている裁判員裁判の運用に関する議論の概要について、次のとおり報告がされた。

- 裁判所としては、裁判員制度の実際の運用状況がどのようなものとなるか、注意深く見守ってきたところであるが、幸い、統計データや記者会見での裁判員経験者の方々の御発言、裁判員経験者等アンケートの結果などによれば、順調なスタートを切ることができたと考えている。
- しかしながら、年が明けてしばらくした段階で、平成21年中に起訴された事件のうち、年内に終局を迎えた事件の割合が約12.4%に留まることがわかった。こうした傾向は本年3月末の段階でも大きく変わらず、起訴から判決までの期間が長期化し、事件が滞留する傾向にあることが明らかとな

った。

- 起訴から判決までの期間が長期化すれば、事件に関する証人や被告人の記憶が薄れ、裁判員が公判廷で証言等を見て聞いて判断するという制度趣旨が損なわれる懸念が生じるし、被告人の身柄拘束期間も長期化してしまう。
- そこで、裁判所としては、まずは、裁判員裁判対象事件の全体的な運用状況をデータに基づいて正確に把握するよう努めた。その結果、前記傾向の原因が公判前整理手続の長期化にあることが判明し、さらに、その長期化の原因としては、制度発足以降、検察官も弁護人も、主張や証拠の整理に必要以上に慎重になる傾向があったこと、手続の主宰者である裁判所においても、事件の進行管理をするという意識が必ずしも十分ではなく、ややもすれば、手続の進行を検察官・弁護人に任せがちであったことなどが考えられた。
- もとより、裁判員事件として起訴される事件は様々であり、事実関係などに深刻な争いがある事件や、争点が多岐にわたる事件については、当事者の主張や証拠の整理に時間がかかる。
- そこで、裁判所としては、当事者間に事実関係などの争いがなく、追起訴もない、事件の中では最も単純な自白事件に焦点を当てて、本年の春ころから、全国の裁判所において、このような類型の事件について、公判前整理手続を適正かつ迅速に進めるためのプラクティスについて検討を行うとともに、裁判官の協議会等で意見交換を重ねた。
- その結果、現在では、各裁判所において、起訴後なるべく早い段階で当事者との打合せを実施し、当事者の準備状況を適切に把握しつつ、合理的な期間内に公判前整理手続を進める努力がなされている。
- このような取組の結果、現在の事件処理の状況は、ひところに比べると、全体として改善の方向にあるといえる。7月だけの数字を取り出すと、新受人員が169人であるのに対して終局人員は188人であり、制度施行以来初めて終局人員が新受人員を上回った。

- とはいえ、今後は各地の裁判所で、より複雑困難な事件の審理が本格化する。裁判所としては、こうした事件において直面する課題についても、各庁で積み上げられた実績を参考にしながら、意見交換を進めているところである。今後とも、裁判員制度の安定的な運用を築いていけるよう努力したい。

(椎橋座長)

統計データから見ても、事務局が説明したプラクティスが功を奏し始めたように思われるが、今後、複雑困難事件の審理も本格化するであろうから、これからが正念場である。

(5) 裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査について

植村刑事局長から、来年1月ころ実施予定の第2回目の裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査に関する調査項目について、前回の懇談会における委員の意見を踏まえ、事務局において再検討した結果に基づいて、次のとおり報告がされ、委員から特に異論もなく了承された。

- 第1回目の調査項目は、第2回目においてもすべて継続して調査を行う。
- 第2回目の新たな調査項目として、執行猶予付き判決において被告人を保護観察に付する割合の増加傾向に関する設問を追加する。
- 罪名別の量刑傾向に関する設問は、委員の指摘どおり、既済事件数がまだ少なく一定の量刑傾向を示すことが困難であるため、今回は新たな調査項目としない。

5 今後の予定について

委員の意見を踏まえ、次回の懇談会は来年1月下旬ころに開催することとし、具体的な日程については追って調整することとされた。

(以上)